

徳島県告示第九十二号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月二十八日から施行する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、一六六円	一三、二七円
二十歳以上二十五歳未満	五、六九一円	一三、二七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一九九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五二円	二二、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二七円